

し、同項の5を同項の4とし、同項中

- 6 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の施行に関する次に掲げること。
 - (1) 第33条の6の規定による仮理事の選任（農林事務所の区域を超えない区域を地区とする農業共済組合（以下「農林事務所未済の共済組合」という。）に係るものに限る。（2）から（4）までにおいて同じ。）
 - (2) 第43条第2項の規定による認可
 - (3) 第85条の10第1項の規定による認可
 - (4) 第87条の2第4項の規定による認可
 - (5) 第107条第4項後段、第115条第4項、第120条の7第5項後段、第120条の15第6項後段及び第120条の23第3項後段の規定による認可（主任務大臣と協議を要するものを除き、農林事務所

○ 企画部長

- 未済の共済組合に係るものに限る。）
- (6) 第142条の2の規定による検査（第142条の3の規定による検査の事後確認検査に係るもの及び農林事務所未済の共済組合に係るものに限る。）
- (7) 第150条の2第1項ただし書の規定による指定

- 5 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の施行に関する次に掲げること。
 - (1) 第33条の6の規定による仮理事の選任
 - (2) 第43条第2項

○

○	○	○	○	○	○
を6とし、8から11までを7から10までとする。 別表第二の7の表森林林業総室の森林保全課の項中2を削り、3を2とし、4から7 までを3から6までとする。 附 則		を			
		の規定による認 可 (3) 第85条の10第 1項の規定によ る認可 (4) 第87条の2第 4項の規定によ る認可 (5) 第107条第4項 後段、第115条第 4項、第120条の 7第5項後段、 第120条の15第6 項後段及び第120 条の23第3項後 段の規定による 認可 (6) 第142条の2の 規定による検査 (7) 第150条の2第 1項ただし書の 規定による指定			
		○	○	○	○
		に改め、同項中7			

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(行政経営課)